北本市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成27年 2月23日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、北本市消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所の認定をし、及び消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
 - 二 消防団協力事業所 市長が、北本市消防団の活動に積極的に協力している事業所等として認定した、事業所等をいう。
 - 三 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して市長が交付する 表示証をいう。
 - 四 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

- 第3条 消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に北本市消防団事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行わなければならない。
 - 2 消防団長等は、協力事業所表示証の交付について市長に事業所等を推薦することができる。

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請若しくは推薦があったとき、又は市長が 特に必要と認めたときは、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合している か否かを審査し、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、消防関係法 令に違反している事業所等はこの限りでない。
 - 一 従業員等が消防団員として、3名以上入団している事業所等
 - 二 消防団員を継続して5年以上雇用する事業所等
 - 三 従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - 四 災害時等に事業所の資機材等、訓練場所を提供する等その他の消防団活

動に協力している事業所等

五 前各号に掲げるもののほか消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、市長が特に優良と認める事業所等

(消防団協力事業所表示証の交付)

- 第5条 市長は、前条の認定を行ったときは、当該事業所等に消防団協力事業所 表示証(様式第2号)を交付するものとする。
 - 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、 他の市町村長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができる。

(消防団協力事業所表示証の表示)

- 第6条 協力事業所は、消防団協力事業所表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、消防団協力事業所表示証を表示することができる。
 - 2 協力事業所として認定を受けた事業所等が他の市町村にある場合は、同条 第1項の表示のほかに、当該事業所等が所在する市町村の名称も併せて付す ことができる。
 - 3 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。
 - 一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
 - 4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第2号のほか、 同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(消防団協力事業所表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 消防団協力事業所表示証の交付をしたときは、市長は、北本市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、当該交付をした事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

- 第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が当該認定の日以降に総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合の表示の有効期間は、当該総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。
 - 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続 の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

- 第9条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所としての認定を取り消すことができる。この場合において市長は、協力事業所に対し当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。
 - 一 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき
 - 二 第4条各号に規定する基準を満たさないこととなったとき
 - 三 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき
 - 四 前3号に掲げるもののほか、協力事業所としての認定が適当でないと認 めるとき
 - 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、 消防団協力事業所表示証を市長へ返還し、及び消防団協力事業所表示証の使 用を中止をしなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、北本市消防団への協力内容、その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、協力事業所の協力内容等が特に優良と認められるときは、北本市表彰規程(平成14年告示第111号)の例により表彰を行うことができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、北本市市民経済部くらし安全課において所 掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。